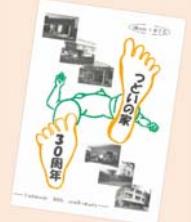


西暦(年)	昭和	国の制度・社会の流れ	宮城県・仙台市の状況	具体的ニーズ	つどいの家の活動・アクション	つどいの家の具体的展開・成果
1947	22	・児童福祉法制定				
1952	27		・宮城県身体障害者更生相談所開設			
1957	32	・精神薄弱児通園施設事業化				
1958	33	・国立精神薄弱児施設設立(重度対策)				
1960	35	・精神薄弱者福祉法制定	・宮城県精神薄弱者更生相談所 開設			
1962	37		・仙台市マザーズホーム開所			
1967	42	・重症心身障害児施設設立 ・在宅障害児者対策にシフトチェンジ	・国立西多賀病院に重心棟開設			
1968	43		・宮城県総合福祉センター開設			
1971	46	・通勤寮制度化				
1972	47	・心身障害児通園事業制度化		・マザーズホームに重度障害児が吹き溜まりのよう に集まる		
1975	50			①重い障害の人が通える通所の場がない 重い障害の人が通える学校がない	①仙台市重症心身障害児を守る会を発足させ、さまざまな活動とともに市への要望活動を行なう。 ・通所施設設置を市議会に請願 ・就学保障運動	
1976	51	・在宅障害者緊急保護事業 制度化		②市への要望に関すること～大人になった重症心身障害者の外出先でのおむつ交換の場がない	②市相談課、民生局、財政局、衛生局、教育局と交渉	
1977	52		・仙台市立立町小学校に肢体不自由児学級 設置	・重症心身障害児の早期療育の場がない	・心身障害児通園施設要望活動 ・PT・OTの配置を要望	①光明養護学校に重心児入学 ②市役所1階婦人用トイレに赤ちゃんベッドが設置される
1978	53		・仙台市立鶴谷養護学校・つるがや福祉作業所設立 ・仙台市心身障害者相談センター設立(あおぞらホーム併設) ・仙台もぐらの家(一歩一歩福祉社会)開所		・高等学校教職員組合とともに過年児のための「杉の木教室」開設	①鶴谷養護学校に重心児も受け入れられる
1979	54	・福祉ホーム制度化 ・養護学校義務化				・仙台市心身障害者相談センターにPT配置
1980	55					
1981	56				②市に壁掛け式介護ベッドのアイディアを提供	
1982	57	・身体障害者家庭奉仕員派遣事業制度化	・仙台市やまびこホーム開設 ・どちらの福祉作業所(育成会)開所		・母と子のあゆみ出版。写真展・バザー同時開催	①支倉つどいの家開設 ②市役所1階障害者トイレに壁掛け式介護用ベッドが設置される
1983	58		・宮城県障害者福祉センター開設 ・泉ふれあいの家(市社協)開所		・つどいの家の記録出版。写真展・バザー同時開催	
1984	59					
1985	60				・市守る会10周年。「十年のあゆみ」出版	
1986	61					
1987	62	・障害者の雇用の促進に関する法律の改正 ～対象を知的障害者まで広げる		③認可施設がほしい・人件費の保障を！	③全国の情報を収集 ・つどいの家後援会発足	
1988	63		・工房じらかば(育成会)開所		③横浜「訪問の家朋」を見学。精神薄弱者福祉法で認可施設を建設。措置費のほかに横浜市が補助金 ・市守る会総会法人格取得を決議 ・仙台市に要望書提出 ・地域啓発、広報、研修、収益活動 ・人にやさしい街づくり条例の施設等の設備に関する整備の目標となる指針に、壁掛け式介護用ベッドの設置を入れることを主張	②主な公共施設で壁掛け式介護用ベッドの設置が進んでくる ・下郡山和子 施設長が仙台市福祉整備審議委員を委嘱され、人にやさしい街づくり条例の中の目標となる指針に、介護用ベッドの整備が位置づけられる
1989	1	・グループホーム制度化 ⇒入居要件:「身辺自立」と「就労」	・仙台市が政令指定都市になる	④-1既存のショートステイ事業では利用しにくい ・自閉症の人はショートステイに預けるとパニック が起きる ⇒変化に弱く大人数の生活の中で見通しのある活動 が出来ない。コミュニケーション援助が必要 ～脳性まひの方がショートステイで褥瘡になつて 戻ってきた ⇒ストレスによる食欲減退。施設はあてがいぶちの 給食、代わりのもの食べられない ⇒脳性まひの人は緊張しやすい。口をあけないと いると食べたくないのだと解釈される。人手がない。 施設職員の専門性の不足 ⇒自宅との介護内容・質の違い: 施設では定時で おむつ交換のみ ⇒体位交換が不可欠。言葉で要求できなければ放置		①八木山つどいの家開設 ②各区役所のトイレに介護用ベッドが設置される
1990	2	・地域療育拠点施設事業 ・家庭奉仕員派遣事業を廃止 ・ホームヘルプサービス事業制度化			・第1回ふれあいフェスティバル開催(勾当台公園にて:約2,000名参加)	
1991	3	・知的障害者デイサービス センター制度化	・こぶし福祉作業所、くるみの木(育成会)開所		・第2回ふれあいフェスティバル開催(勾当台公園にて)	①若林つどいの家開設
1992	4		・仙台市身体障害者更生相談所開設 ・仙台市泉障害者福祉センター開設			③市守る会、社会福祉法人格取得
1993	5		・仙台市精神薄弱者更生相談所開設	⑤-1気になる将来の暮らし ・自立した暮らしのためには子離れが必要 ⇒グループホームを作ろう! そのためには自立体験ステイが必要		④仙台つどいの家開設。仙台市は重度重複 人件費加算 要綱を創設

西暦(年)	昭和	国の制度・社会の流れ	宮城県・仙台市の状況	具体的ニーズ	つどいの家の活動・アクション	つどいの家の具体的展開・成果
1994	6	・ハートビル法制定	・こまくさ苑(なのはな会)開所	④-2レスパイトサービス事業を立ち上げよう!	③セミナー開催「地域の中で生きる」 (朋施設長 日浦美智江氏) ④-2朋、青葉園、大和川園のレスパイトを見学。ノウハウを得る ・レスパイト事業の先進地「朋、れがーとー」より資料を提供してもらう ・「理念の構築と職員養成」「行政・家族・地域 啓発」県・市に要望書提出 ・「ハード作りのための寄付法人探し」「ソフト作り」について先進施設を参考に要綱を作成 ⑤-1県心身障害者福祉センターや東仙台教会を借りて宿泊訓練	
1995	7			⑥経営栄養のさんの通所の場がない ⇒重症心身障害児通園事業(B型)を立ち上げよう!	⑥セミナー開催「一人一人が輝いて」 (愛光園 広瀬治代氏) ④-2セミナー開催「青葉園の地域生活支援」 (青葉園 清水明彦氏) ・現代国際巨匠チャリティ絵画展	
1996	8	・障害者プラン		⑦-1親の高齢化により送迎や入浴介護が大変になってきた	⑥1さんが母子で遊びに来ることを受け入れる ・障害者プランで制度化された重心B型通園事業の設置を仙台市へ要望 ④-2保護者アンケートによるニーズ調査により、必要な資源であることを確認 ・職員、保護者代表によるレスパイト検討学習会を発足 ・「すべて・はうす」ナイトケア運営委員会を発足。運営要綱を作成 ⑤-1すべて・はうすにて自立体験ステイを実施	④-2仙台つどいの家敷地内に宿泊訓練棟を建設 「すべて・はうす」にてナイトケア事業開始(パート2名体制、会員登録制、施設員が有償ボランティアとして宿泊) ～ナイトケア～ 1)緊急ステイ 2)レスパイトサービス 自立体験ステイ 
1997	9		「仙台市障害者保健福祉計画」 ・仙台市太白障害者福祉センター開設 ・精神保健福祉総合センター(はあとばーと仙台)開所		④-2セミナー開催「地域生活支援としてのレスパイトサービス」(さいわい根来正博氏) 他法人利用者も受け入れ、仙台市の助成を要望	⑥仙台つどいの家に重心B型通園事業を設置 
1998	10		・仙台市障害者家族支援等推進事業が仙台市の補助事業としてスタート	⑦-1～保護者アンケートより～ ・日中活動以外のサービスで取り組んでほしいものは 1.ナイトケア…23名 2.降所時間以降の延長…15名 3.送迎サービス…13名 4.土日のデイサービス…9名 ⇒送迎・入浴・自立体験ステイのニーズが高いことが分かる ⑨自立に向かって授産的活動が必要な方がいる ⑩ケース会議のたびに問題になることは家での過ごし方(個別の対応、余暇支援などのヘルパーが必要) ⇒ヘルパー養成・派遣事業を立ち上げよう! ⑪地域生活を長く続けるためには個別目標を立て、資源を上手に使うことが必要。 ・施設職員がケアマネジメントの視点を持つだけでなく、第三者的視点での相談やケアマネジメントが必要。そのための資源作りが必要 ⇒障害児(者)地域療育等支援事業を立ち上げよう!	④-2セミナー開催「福祉サービスと権利擁護」 (空と海 上田晴男氏) 「これからの福祉サービスのあり方を経営の面から考える」(和田清氏) ・仙台市障害者家族支援等推進事業の拠点施設を各区に設置するよう要望 ⑦-1送迎・入浴サービスが出来るデイサービス事業について研究する ⇒更生施設とデイサービスの複合施設「きたざと 学園」を見学 重心施設「ゆう」見学 ⇒守る会で市南東部に複合施設(更生+デイ+B型)建設の要望書を提出 ⑨就労訓練を目指し菓子作り班活動を始める 敷地内にパン菓子工房建設計画 ⑤-1レスパイト事業が仙台市障害者家族支援等 推進事業となり利用者が増えたため、すべて・はうすでの自立体験ステイ実施が難しくなる。 レスパイトの合間を縫って数人ずつ体験ステイを行う	④-2仙台市を中心に6団体有志で「レスパイト研究会」を開く ⇒「仙台市障害者家族支援等推進事業」として市の補助事業となる。登録者がかなりの数に増加 ⑦-2仙台市より建設用地を示される 
1999	11			⑦-2デイサービス事業を立ち上げよう!	⑦-2法人理事・守る会役員・保護者・職員代表による「新施設建設準備会」を結成。計12回の会議を通して建設推進 ・法人福祉セミナー「福祉って何?...近頃思うこと...」(飯野雄彦氏)開催	・理事長、仙台市ケアマネジメント検討委員に ⑨パン菓子工房「めいぶる」建設、活動開始  
2000	12	・精神薄弱者福祉法が改正され知的障害者福祉法制定 ・グループホーム人居の要件から「身辺自立」「就労」が外される。 ⇒入居者のホームヘルプサービス利用が可能に ・交通パリアフリー法制定		⑧「すべて・はうす」が満杯で悲鳴。もうひとつのレスパイトの拠点を立ち上げよう すべて・はうす利用登録者 239名 日中介護 延べ5,334時間 宿泊介護 延べ469泊 送迎 延べ2,667回 外出介護 延べ396時間	⑧仙台市にもうひとつの拠点施設設置の要望書提出 ⑪4月より毎月3名ずつのケースカンファレンスを行い、ケアマネジメントの手法を生かす ・障害者ケアマネージャー研修会に職員参加 障害児(者)地域療育等支援事業の委託の要望書を市に提出	・仙台つどいの家施設長、仙台市ケアマネジメント検討委員に
2001	13		・身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所を統合し、障害者更生相談所に改組 ・仙台市障害者就労支援センター開設 ・仙台市宮城野障害者福祉センター開設	⑤-2グループホームを建設しよう! 資金は?(建物、生活費) ・入居者は? ・世話人は?(人的体制)	⑦-2セミナー開催「つどいの家・コベル落成記念(シンポジウム) 「福祉ってなに」(ゆう 飯野氏) 「朋の15年の取り組み、そしてこれから」(朋 日浦美智江氏) ・複合型通所施設とケアマネジメント(阿由葉寛氏) 「トータルな生活支援とネットワーク」(湘南ゆうき村 河原雄一氏) ⑩仙台市障害者ホームヘルプサービス事業説明会において「知的障害者のホームヘルパーの必要性」を訴える ・法人運営施設の職員の視点と利用者・保護者 聞き取りで利用者全員のヘルパーニーズ調査を行い、理事会・仙台市に提出 ・仙台市に知的障害者ホームヘルプサービス計画表を提出し、ヘルパー派遣・養成事業を行なうことを決定 ⑪仙台市に「つどいの家・コベル」の開設に伴って「若林つどいの家」を地域生活サポートセンターにすることを提案。 ・法人独自での改修工事実施 ⑤-2: 法人理事・職員・保護者代表を中心 ^に 「地域生活支援事業検討委員会」を結成 ・重心対応グループホーム「愛光園」見学 (職員4名保護者2名)	⑦-2複合施設(通所更生・デイサービス・B型通園)「つどいの家・コベル」開設。ニーズに応じた送迎、入浴、趣味的活動の保障 
2002	14		「仙台市障害者保健福祉計画」 ・自立体験ステイモデル事業 ・仙台市発達相談支援センター(アーチル)開設		⑤-1ビット若林にて自立体験ステイ事業を開始 ⑤-2: 第7回全国グループホーム研修会(職員3名出席) ・自立体験ステイ、グループホームアンケート実施 ・法人各施設・事業所職員によるグループホーム プロジェクトを立ち上げる ・第8回全国グループホーム研修会(職員4名出席) ・重心対応グループホーム「愛光園」「朋」「青葉園」「ゆう」「昂」見学(職員、保護者) ・法人で土地を購入の上、建設資金の助成を寄付法人に申請	⑧もう一つの拠点施設「すきっぷ」開設 ⑩障害者ホームヘルプサービス事業「さんりんしゃ」開設 ⑪障害児(者)地域療育等支援事業「くれよん」を開設 ⇒三事業を合わせ地域生活サポートセンター「ビット若林」として開設 ⑤-1仙台市モデル事業として自立体験ステイの予算化(300万) 
2003	15	・支援費制度スタート	仙台市障害者ケアマネジメント推進協議会設置		・法人名を「社会福祉法人つどいの家」に改称 ・運動体 仙台市重症心身障害児(者)を守る会が「NPO法人しようがい福祉ネット仙台」に さくらはうす取得 ・びほっと支倉開所記念セミナー開催(岩崎隆彦氏、川島孝一郎氏、根来正博氏、下郡山理事長)	⑩「だいち」開設 ⑪「かぜ」開設 ⑫「びら」開設 ⇒三事業を合わせ地域生活サポートセンター「びほっと支倉」にして開設 ⑤-2支援費制度への変更と、将来のグループホームでの活用を考え、ヘルパー利用者が急増
2004	16	・支援費制度破綻	・自立体験ステイ事業		⑤-1さくらはうすを改修し自立体験ステイ開始 ⑤-1ホタルを借り上げ自立体験ステイ開始	⑤-2グループホーム「ひこうき雲」開設(H18より経過的ケアホーム)
2005	17	・「改革のグランドデザイン」が示される ・ユニバーサルデザイン 大綱 ・発達障害者支援法施行。			福祉セミナー「重いしおがいのある人のコミュニケーションのために」(坂井聰氏)開催	⑨つどいの家・コベル敷地にパン工房ボーラー建設、活動開始

西暦(年)	昭和	国の制度・社会の流れ	宮城県・仙台市の状況	具体的ニーズ	つどいの家の活動・アクション	つどいの家の具体的展開・成果
2006	18	・障害者自立支援法施行 ・パリアフリー新法 ・学校教育法改正。「特殊学級」を「特別支援学級」に改称。障害児に教育を行う学校種を「特別支援学校」に統一。	「仙台市障害者保健福祉計画」「仙台市障害福祉計画」		 	⑨南光台・四条通りにショップ「めいぶる」オープン 
2007	19	・障害者基本計画の後期に向けて、新たな「重点施策実施5か年計画」が策定される。	・仙台市若林障害者福祉センター開設		 	⑩さんりんしゃ「かぜ」を統合、ピボット若林内に「ひばつ」として再編
2008	20	・リーマン・ショック。世界同時不況。		⑦-3 仙台市西部(太白区)に日中活動の場がない。B型通園事業がない。		⑤-2ケアホーム「さくらはうす」開設
2009	21	・障がい者制度改革推進本部設置	・誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめる仙台連絡協議会(条例の会仙台)発足			⑤-2ケアホーム「オキーノ」開設
2010	22				権利擁護セミナー開催	⑤-2ケアホーム「ひかりはうす」開設
2011	23	・改正障害者基本法成立 ・民法改正。親権の一時停止制度を創設。未成年後見制度を見直し	・仙台市障害者家族支援等推進事業連絡協議会発足 ※東日本大震災発生		 <p>仙台つどいの家の仮設プレハブが完成</p> 	⑦-3太白区山田本町につどいの家・アプリ(生活介護事業・B型通園事業)開設 
2012	24	・社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴い、介護福祉士等による喀痰吸引等が可能に ・児童福祉士法改正に伴い、重症心身障害者通園事業(B型)が廃止				2012年5月 さくらはうす復興新築なる 
2013	25	・障害者総合支援法施行 ・障害者権利条約批准			全国障害者生活支援研究会の仙台セミナーに理事長、職員登壇、他職員多数参加	2013年7月 仙台つどいの家東区南光台から宮城野区幸町に移転復興  
2014	26	重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化			映画「何を怖れる」上映会開催(後援会共催)	地域生活サポートセンター「ひばつと南光台」開設 
2015	27		旧重症心身障害児者通園事業(B型)に仙台市単独の専門職員配置加算創設			
2016	28	・障害者差別解消法施行 ・社会福祉法等の一部を改正する法律公布	仙台市障害者差別禁止条例施行			グループホーム にじいろ 開設  
2017	29					法人設立25周年(記念イベント開催・記念誌「つどい」発行) 映画「given~いま、ここにあるしあわせ」上映会開催(後援会共催)
2018	30		ヘルプマーク配布開始			共生社会を考えるセミナー 明石洋子氏講演会「地域の中でありのままに生きる」～共生社会をめざして～開催(後援会共催)

これまで生み出してきた社会資源と現在の状況
(2019年度4月1日現在)